

UBC情報

発行： 2020年4月1日

No. 238

Selected Clients & Professionals Relationship

～河野会計事務所からのお知らせ～

令和元年分の所得税・贈与税・個人事業者の消費税の申告・納税期限が4月16日まで延長されています。それに伴い、振替納税日（振替納税をご利用の場合）が変更となりました。

申告所得税及び復興特別所得税 5月15日(金)

・・・延納分の納期限及び振替日 6月1日(月)

消費税及び地方消費税 5月19日(火)

トピックス

相続人が行う「準確定申告」とは

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限が4月16日（木）まで延長されることになりましたが、亡くなった方に関する「準確定申告」は、この確定申告期限とは異なります。

★「準確定申告」は相続開始から4ヵ月以内に

「準確定申告」とは、年の中で亡くなった方の確定申告を相続人が代わって行う手続きのことです。

所得税の確定申告は、毎年1月から12月までの1年間の所得について、通常であれば翌年3月15日までの間に申告・納税をしますが、準確定申告は被相続人が亡くなった年の1月から亡くなった日までの所得について、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヵ月以内に申告・納税をします。

準確定申告は、亡くなった全ての方が必要となるわけではなく、被相続人が確定申告をしなければいけない方（＊給与収入が2千万円超、＊給与所得以外の所得が20万円超、＊公的年金等の収入が400万円超、＊事業所得がある方など）に該当する場合、申告が必要となります。

★準確定申告書の提出先などは

一方、確定申告をする必要ない方が亡くなった場合でも、被相続人が高額な医療費を支払っており医療費控除を適用できる場合などは、準確定申告をすることで還付を受けられる可能性があります。

なお、準確定申告書は、相続人の住所地の管轄税務署ではなく、被相続人が亡くなった当時の住所地の所轄税務署に提出します。また、相続人が複数いる場合は原則、各相続人が連署により申告書を提出する必要があります。

従業員の採用・退職があった場合の社会保険

3月・4月は、採用や退職等が多い時期です。

社会保険料は月単位で計算されるため、従業員を採用等した場合は、被保険者資格を取得した日の属する月から保険料を納めることになります。

一方、退職等により被保険者資格を喪失する場合、資格喪失日が属する月の保険料を納める必要はありません。ただし、資格喪失日は「退職等した日の翌日」となるため、例えば、3月31日に退職した場合は4月1日が喪失日となり、3月分の保険料を納めることになります。

なお、従業員の採用や退職等があった際は、5日以内に被保険者の資格取得届や資格喪失届を提出する必要があります。

新型コロナに伴うセーフティネット保証と雇調金・資金繰り対策

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、緊急対応策が発表されました。中小企業の資金繰りに関する主な対策は以下のとおりです。

◎危機関連保証の実施（保証協会）……信用保証協会が一般保証とは別枠（最大2.8億円）で融資額の100%を保証する「セーフティネット保証4号」が全ての都道府県で実施されています。

対象となる中小企業者は、①1年間以上継続して事業を行っていること、②原則として最近1カ月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2カ月を含む3カ月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれることです（売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要）。

また、業況の悪化している指定業種に属する中小企業者を対象に一般保証とは別枠（最大2.8億円）で融資額の80%を保証する「セーフティネット保証5号」についても指定業種が316業種追加され、508業種が対象となります。

さらに別枠で借入の100%を保証する制度を実施します。最近1カ月の売上高等が前年同月比15%以上減少している中小企業者（全国・全業種）が対象です。

◎新型コロナウイルス感染症特別貸付の創設（日本公庫等）……最近1カ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した事業者（フリーランスを含む）に対する特別貸付を実施します（当初3年間は金利を0.9%引下げ）。さらに同貸付を行った事業者のうち、要件を満たす場合は利子補給により、当初3年間は実質無利子となる予定です。

◎マル経融資の拡充（日本公庫等）……商工会議所等の経営指導を受けている事業者が対象となる小規模事業者経営改善資金融資（マル経）について、最近1カ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した事業者は、別枠1千万円の範囲内で当初3年間、金利を0.9%引下げます。

◎雇用調整助成金の特例の拡充

事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が労働者に対して一時的に休業等を行った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成する「雇用調整助成金」については、3月14日から新型コロナウイルスの影響に伴い、要件等を緩和した特例措置が実施されています。

この特例措置は従来、日中間の人の往來の急減により影響を受ける事業主であって、中国（人）関係の売上高等が全売上高等の10%以上である事業主が対象となっていました。対象範囲が「新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主」に拡大され、特例について、①雇用保険被保険者期間が6カ月未満の労働者も助成対象、②過去に受給していた事業主に対する受給制限も廃止されます。



編集後記

連日、コロナウイルスの話題で少し憂鬱になりますね・・・

4月！暖かい春がやってきました♪季節と共に心も体も社会も元気になりますように



発行元 ㈲ユービーシー経営 河野会計事務所
〒755-0036 宇部市北琴芝1-6-10

TEL：0836-33-6717 FAX：0836-33-6753

MAIL: info@ubc-net.com

URL: <http://www.ubc-net.com>



UBC社福 情報

No. 238

発行： 2020年

Selected Clients & Professionals Relationship



発行元

(有)ユービーシー経営

河野会計事務所

〒755-0036

宇部市北琴芝1-6-10

TEL： 0836-33-6717

FAX： 0836-33-6753

Mail： info@ubc-net.com

URL： http://ubc-net.com

所属：（一財）総合福祉研究会

（一社）全国地域医業研究会

トピックス

新型コロナウイルス感染症にかかる対応について ～厚生労働省が相次いで関連事務連絡等を発出～

昨年末に中国の武漢市で発生したとされる新型コロナウイルス感染症は残念ながらわが国でも広がっています。先月2月17日、厚生労働省は「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について」を公表しました。それによれば、発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控え、毎日体温を測定し記録しておくことが勧められます。その上で、風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続くか強いだるさや息苦しさがある場合は、直ぐに医療機関に行くのではなく先ず「帰国者・接触者相談センター」に相談するという内容です。なお高齢者や糖尿病・心不全等の基礎疾患があったり人工透析を受けている場合は、重症化しやすいため早めに相談してくださいとの内容です。

そして翌18日、厚生労働省は社会福祉施設(通所・短期入所などに限る)の利用者や職員に新型コロナウイルスへの感染者が発生した場合を想定し、当面の対応として都道府県等の地方自治体宛て事務連絡を出しました。都道府県などは地域での流行の早期段階に行われる公衆衛生対策の観点から、休業の必要性の有無について判断し、必要と判断した場合は社会福祉施設等に対し、その全部または一部の休業を要請することなどを求めています。同日、保育所に関するほぼ同様の事務連絡も通知されています。

また老健局では17日、感染症の患者等への対応等により、一時的に人員基準を満たすことができなくなる場合等には、介護報酬、人員、施設・設備及び運営基準などについて柔軟な取扱いを可能とするという事務連絡も発出しており、例示として昨年の台風19号時の取扱いが示されています。事務連絡は地方自治体宛てですので、個別の取扱いについては認可権者に対して照会・相談することとなります。(総合福祉研究会)

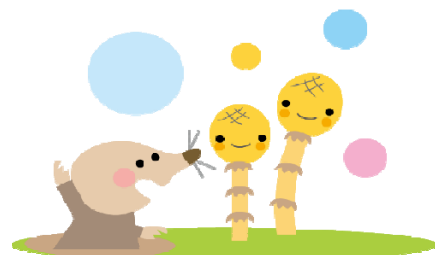
日本における新型コロナウイルス感染症の情勢は日々変化しています。発生状況や政府や自治体の対応につきましては、各所HP等をご確認ください。

◎厚生労働省「新型コロナウイルス感染症について」(下段のほう「自治体・医療機関向けの情報」に各種通知があります)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

◎宇部市「新型コロナウイルス感染症について」

<https://www.city.ube.yamaguchi.jp/kenkou/seijinkenkou/kansenshouyobou/korona.html>



介護保険

2040年を見据えた介護保険計画 ～介護保険部会で厚生労働省が基本方針を提示～

2月21日に開催された社会保障審議会介護保険部会で、厚生労働省は、昨年12月27日に策定した「介護保険制度の見直しに関する意見」を踏まえて、第8期介護保険事業計画の作成に向けた基本方針とスケジュールを提示しました。その中で先ず、2025(令和7年)・2040年(令和22年)の地域ごとの推計人口等から導かれるサービス需要の推計を行って、その見込みにより施設サービス、居住系サービス、地域密着型サービスをバランス良く組み合わせ整えることに決めました。

そのうえで、令和2年度予算案において、地域医療介護総合確保基金を用いて「介護離職ゼロのための量的拡充」として①介護施設等の整備にあわせて行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備(新規)、②介護付きホームの整備促進(拡充)、③介護職員の宿舍施設整備(新規)、「介護サービスの質の向上」として④施設の大規模修繕の際にあわせて行うロボット・センサー、ICTの導入支援(拡充)、⑤特養併設のショートステイ多床室のプライバシー保護改修支援(拡充)、⑥介護予防拠点(通いの場等)における健康づくりと防災の意識啓発の取組支援(拡充)、⑦介護施設等における看取り環境の整備推進(新規)、⑧共生型サービス事業所の整備推進(新規)などの拡充が予定されています。

①については、介護離職ゼロの受け皿整備と老朽化した特養等の広域型施設の大規模修繕を同時に進めるため、介護施設等の整備(創設)を行う際にあわせて行う定員30名以上の広域型施設の大規模修繕・耐震化についての補助事業が想定されています。(総合福祉研究会)

保育

児童健全育成推進財団がネットで遊びを発信 ～新型コロナ対応で初の試み～

一般財団法人児童健全育成推進財団は、全国の児童館と協力して、児童館が開発したさまざまな遊びをインターネットで発信する取り組みを始めました。新型コロナウイルスの影響で、臨時休館となっている児童館が多い中、子どもたちやその保護者に対し、自宅などでも楽しめるよう配慮したものです。

遊びの情報を掲載したのは、同財団が運営する児童館・児童クラブの情報サイト「コドモネクスト」や、各児童館のSNSアカウント、動画投稿サイトYouTubeの公式チャンネル。インターネット上で遊びの情報を公開するのは今回が初めてです。

3月10日時点で取り組みに参加している児童館は、愛媛県のえひめこどもの城など全部で13館。すべてが、主に県が設置する大型児童館となっています。今後参加館は増える予定です。

同児童館が公開したのは「ペットボトルクラッカー」。アルミホイルで作ったボールをペットボトルから打ち出し、それをキャッチするという遊びです。材料の用意から作り方の手順まで、児童館職員が丁寧に教え、実際の遊び方まで動画で説明しています。家庭でも手に入る材料ばかりなので、動画を視聴しながら親子で簡単に製作することができます。

児童館は、0～18歳までの子どもたちが無料で自由に利用できる児童福祉施設。全国に約4500館あり、専門職員が、子どもたちや保護者を対象に遊びや運動、勉強などのプログラムを提供しています。(福祉新聞)